東アジアの平和を構築する

香月 泰 2023年8月9日

はじめに

昨年八月二日、ナンシー・ペロシ米下院議長(当時)は、中国政府の猛烈な抗議を押し切って台湾訪問を強行した。これに対して中国側は、同月四日から九日にかけて台湾周辺での大規模な軍事演習を実施した。

ペロシ訪台によって、台湾海峡をめぐって軍事衝突が起こると予想した専門家はいなかったし、実際にそうならなかった。しかし、アメリカが執ように中国に対する挑発を続けていけばどうなるだろうか。それでも大方の予想は、「中国が簡単にアメリカの挑発に乗るような行動はとらないだろう」というものであろうし、実際、そのように事態は推移していくのだと思いたい。

ウクライナの時も、みんなそう考えていた。「まさかあのプーチンが、やすやすとアメリカの挑発に乗るようなまねはしないだろう」と予測することは、従来の安全保障の常識からすれば、至極まっとうなことだった。その「まさか」が起こったのはなぜか。それを解明することは、ウクライナから八〇〇〇キロメートル離れた東アジアで生活する私たちにとっても無駄なことではないだろう。

とくにアメリカとの軍事一体化を進め、昨年末の安保三文書の改定によって、敵基地攻撃 (先制攻撃)能力の保有と軍事費の対GDP比二%への引き上げを決定した日本政府の下 で生活する住民にとっては。

第一章では、プーチンがウクライナ侵略の口実とした集団的自衛権について考える。第二章では「安全保障政策の常識」を検証する。第三章では、多元的安全共同体という考え方を紹介する。第四章では、「ASEAN方式」と呼ばれる地域形成のあり方に着目する。第五章では、住民を主体とする平和構築の可能性を探ってみたい。なお、本稿は二〇二二年一一月から二三年一月にかけて『未来への協働』紙に連載した拙稿を加筆・修正したものである。

第一章 ウクライナ侵略と集団的自衛権

(一) プーチンは「異常」なのか

なぜロシアによるウクライナ侵攻という予想外の事態が発生したのだろうか。その理由 として三つの可能性を考えてみよう。

- 一番目は、ロシアの戦争指導部が「異常」だったという可能性だ。
- 二番目は、従来の「安全保障政策上の常識」を覆すような「想定外の事態」がロシアとウ

クライナをめぐって発生していたという可能性だ。

そして三番目は、そもそも「安全保障政策上の常識」と言われていたものが、かなり怪しいものだったという可能性だ。

それでは早速、「ロシアの戦争指導部が異常だった」という第一の可能性について検討してみよう。

プーチン大統領は、昨年二月二四日の侵攻直前、ロシア国営テレビで放送された演説(注一)の冒頭で次のように述べていた。「ロシアの重要な安全保障問題」であり「根源的な脅威」とは、「NATOの東方拡大」であり「その軍備がロシア国境に接近している」ことであると。「NATOの東方拡大」が何を指しているのかは議論のあるところだが、いずれにせよNATOの軍事的脅威がロシアとウクライナの国境、ドンバス地方に迫ってきているとロシア側が認識していたことは間違いない。

プーチンは、「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」の救援要請を受けて、「八年間、ウクライナ政府によって虐げられ、ジェノサイドにさらされてきた人びとを保護」し、「ウクライナの非軍事化と非ナチ化を目指していく」ために「特別軍事作戦」の実施を決定したと発表した。また、「ロシア国民を含む民間人に対し、数多くの血生臭い犯罪を犯してきた者たちを裁判にかける」ことにも言及した。その一方で、「私たちの計画にウクライナ領土の占領は入っていない」とも述べていた。

「ウクライナの非軍事化と非ナチ化」とは具体的に何を指しているのだろうか。「非軍事化」がウクライナの完全な武装解除と非武装化をさしているとすれば、それは現実的ではないだろう。だとすれば、「非軍事化」とは"ウクライナがロシアにとって軍事的脅威とならないこと"、つまり「ウクライナにNATO加盟を最後的に断念させること」と解釈することができる。

演説の「特別軍事作戦」の計画の中に「ウクライナ領土の占領は入っていない」という文言をそのまま受けとめれば、ウクライナの「非軍事化」や「非ナチ化」を行うのはロシア軍ではなく、ウクライナ政府あるいはウクライナ国民が自らの手で行うということになるのだろう。

また演説では「数多くの血生臭い犯罪を犯してきた者たちを裁判にかける」と個人や集団を特定して、彼らに報復をすることを予告していた。その後の経緯からすれば、報復の対象の一つが、ウクライナ国家親衛隊に所属するいわゆる「アゾフ大隊」(正式にはアゾフ特殊作戦分遣隊)であったことは明らかだろう。ドネツク州のマリウポリにあるアゾフスターリ製鉄所に立てこもっていたアゾフ大隊の兵士たちは頑強に抵抗を続けていたが、ロシア側のメディアが報じたところによれば、最終的にウクライナ軍とアゾフ大隊の兵士ら計二四三九人が投降し、そのうち一〇〇〇人が尋問のためロシアに移送された(うち一部が捕虜交換で帰還)。一応これで、「数多くの血生臭い犯罪を犯してきた者たちを裁判にかける」という目的は部分的に果たされたことになる。

(二)侵略戦争の正当化

演説のなかの「計画にウクライナ領土の占領は入っていない」というのはどういうことだったのか。それはロシアによるウクライナ東部・ドンバス地方のロシアへの併合ということであった。昨年十月五日、プーチンは「ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国、ザポロジエ、ヘルソンの併合に関する法律」に署名した。ドネツクとルガンスクはロシア領土となった。だから「占領ではない」と言いたいのだろうか。もちろん、このような詭弁が通用するはずがない。

これは国連の「侵略の定義にかんする決議」(一九七四年)に照らすまでもなく、あからさまな侵略戦争である。ところが、二月二四日の演説でプーチンは、「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」の救援要請があったため、国連憲章第五一条」に基づいて集団的自衛権を行使したのだとその正当性を強弁した。

あまりにもとってつけたような話だが、そこには「西側諸国もこれまで集団的自衛権の行使を口実にして侵略戦争をおこなってきたではないか」という言い分がはっきりと見て取れる。実際、第二次大戦終結からソ連崩壊までの冷戦期(一九四七年~一九九一年)には集団的自衛権は「違法な侵略の代名詞」(松竹伸幸、注二)となっていた。

戦後初めて集団的自衛権を行使したのはソ連のハンガリー侵攻(一九五六年)だった。六四年にイギリスがイエメンに軍事介入したときも、「集団的自衛権の行使」が口実となった。イギリスは、イエメンの独立運動を弾圧するために「南アラビア連邦」をでっちあげ、その要請を口実にして、南イエメン民族解放戦線に対する武力攻撃を開始したのだった。

ベトナム侵略戦争(六四年)でも、アメリカは「集団的自衛権の行使」を口実にしようとした。アメリカは、ジュネーブ休戦協定(五四年)を無視して北緯一七度線以南にベトナム共和国を樹立し、この傀儡政権へ攻撃があったことを、軍事介入の「口実」にしようとした。ところがその攻撃がベトナム民主共和国(北ベトナム)によるであったことを論証することができなかった。そこで今度は、北ベトナムが南ベトナム解放民族戦線を支援(「北部からの要員の侵入や武器の供与など」)していることが「武力攻撃に当たる」とこじつけて、北ベトナムの爆撃(北爆)などを正当化したのだ。

こうした違法な侵略戦争や軍事介入を行ってきたのは、米・英・仏・ソの国連安全保障理事会の常任理事国だった。そこでは「集団自衛権の行使」という形式をととのえるためならば、傀儡政権をデッチあげ、武力攻撃の解釈を拡大するなど、やりたい放題のことが行われてきた。

今回のウクライナ侵攻でプーチンは、集団的自衛権行使の前例を、そのうさんくささまで 含めて忠実に再現したのである。

第二章 安全保障の常識を問う

(一) ウクライナ軍の増強

二〇一四年にロシアがクリミア半島を占領したとき、ウクライナ側の抵抗はほとんどなかった。また、同年八月、ウクライナ東部のドンバス地方をめぐってロシア軍とウクライナ軍が衝突したときはロシア軍の圧勝に終った。この当時のウクライナ軍の兵力は 5 万人程度で、「存在しないに等しい」(河東哲夫、注三)ものだった。

しかしその後、ウクライナは急速に軍備の増強を進め、現在では二〇万人という巨大な兵力を擁するまでになった。アメリカやNATOの支援を受けたウクライナ軍は、最新兵器で武装し、NATO軍との合同軍事演習もおこなっていた。つまり、ウクライナはNATOに加盟こそしていないが、NATOとの軍事的な一体化を強力に進めてきたのである。こうした事情をロシア側も熟知していたわけだから、開戦前にウクライナ側が「当面はNATO加盟の意志はない」というメッセージを発していたとしても、なんだかんだと理屈をつけて侵攻に踏み切ったと考える方が自然なのかもしれない。

この原稿を書いている時点(二〇二三年八月)で侵攻からすでに一八カ月がたつが、ロシア軍はウクライナ東部地域を制圧しているものの、NATO諸国からの武器援助を受けているウクライナ軍と一進一退の攻防を続けている。侵攻当初のキエフ攻略戦でロシア軍が被った損害の大きさなどを考慮すると、二〇一四年以降、急ピッチで軍備の増強を進めていたウクライナ軍が、東部で親ロシア派が制圧していた地域を軍事的に奪還する能力を獲得するのは時間の問題だったのかもしれない。つまりロシアの戦争指導部は「やるなら今しかない」と判断していた可能性もあるのだ。

こうしてみると、ロシアの戦争指導部に特段の「異常性」が見られるわけではない。むしろ、「(二〇二二年) 五月九日の対独戦勝記念日までに、ロシアは戦争を決着させるつもりだ」とか「それまでに戦局を打開できないようだったら、核兵器を含む大量破壊兵器を使用する可能性がある」とか「プーチン大統領は、戦勝記念日の演説で西側諸国に『終末の日』を警告すると見込まれる」(注四)と大騒ぎをしていたイギリスを筆頭とする西側メディアのほうこそ、その「異常さ」を際立たせていた。

(二) すべては「想定内」で推移していた

次に、「従来の『安全保障政策上の常識』を覆すような『想定外の事態』がロシアとウクライナをめぐって発生していた」という可能性について考えてみたい。

想定外と言えば、そもそも二〇一四年のロシアによるクリミア併合が想定外の事態だったわけであるが、それから八年間にわたってウクライナは東部のドネツク州とルガンスク州の親ロシア派武装勢力との内戦状態が続いていた。二〇一五年には停戦合意となる「ミンスクII」に両国は合意したが、昨年初め、ゼレンスキー大統領はこれを履行しないことを表明していた。これにたいしてロシア軍はウクライナとの国境付近に部隊を集結させた。今年二月に入るとドイツやフランスが、プーチンに侵攻を思いとどまるよう説得に当たったが功を奏せず、そのまま二月二四日のロシアの全面侵攻の日を迎えた。

この八年間でウクライナは順調に軍備増強を進め、ロシアは東部の親ロ派武装勢力への

テコ入れを強めていた。ここでは想定外のことは何も起こっていない。ロシアは原油、天然ガスの値上がりで、経済的には潤っており、侵攻前のプーチン大統領の支持率は六○%台だった。この数字は、決して高い水準ではないが、支持率が低下しているとは言えないレベルだった。「ロシアがデフォルトに陥った」とか、「プーチン政権が崩壊した」というような「想定外の事態」は何も起こらなかった。

ウクライナについても事情はそれほど変わらない。確かに二〇一九年に政治経験がまったくない俳優出身のゼレンスキーが圧倒的な支持を得て大統領に就任したことは注目すべき事件ではあった。しかし、ウクライナの政治腐敗の深刻さを考えれば、あり得べきことであった。彼は就任当初は、東部地域問題を解決するために、ロシア側への歩み寄りを見せたが、結局失敗に終った。これも想定内の出来事だった。

したがってこの八年の間で、「想定外の事態」は何も起こっていない。唯一、専門家たちにとって想定外だったのは、二月二四日のロシアのウクライナ侵攻だった。ロシアとウクライナは想定どおりに互いの軍事的緊張を高めていたのだから、やがてそれは大規模な軍事的衝突にいたるだろうと考えるのが普通である。ところがほとんどの軍事専門家たちはロシアがウクライナに軍事侵攻するとは予想しなかったのである。

その理由は一つしか考えられない。これまで「安全保障政策上の常識」とされてきたことが「単なる思い込み」にすぎなかったということである。これまでの「常識」は、肝心なときに何の役にも立たなかったのだ。

(三)根拠ない願望

ロシアのウクライナ侵攻の可能性に否定的な見解を示していた論者たちは、その根拠と していたのは次のような点を列挙していた(注五)。

第一には、ロシアがウクライナに侵攻すれば、ヨーロッパ全体を巻き込んだ第三次世界大戦を引き起こすことになる。「そのようなリスクをロシアが冒すとは考えられない」、というものだ。しかし戦争は始まった。それは根拠のない願望にすぎなかった。

第二には、ロシアとアメリカの双方は、「ウクライナのNATO加盟がレッドライン」であることを了解している。「現在、ウクライナはNATOに加盟していない。また当面、加盟の見通しはない」。「現時点でレッドラインを越えられていない。そうである限りロシアの侵攻はない」というものだ。多くの専門家たちは、すでにレッドラインが越えられていたにもかかわらず、こうした思い込みによって、その事実に気がつかなかったのだ。

ロシア政府は当然のことながらアメリカ政府においても、レッドラインが踏み越えられていることがわかっていた。侵攻直前の二月一八日、バイデン米大統領は、「(ロシアの)プーチン大統領は(軍事侵攻の)決断を下したと確信している。そう信じる理由がある」と明言していた。どうして専門家たちは、その現実を直視しなかったのだろうか。

第三には、軍事侵攻によって被る代償の大きさゆえに、ロシアは侵攻に踏み切らないだろうというものだ。ウクライナ侵攻はロシアの国際的な信認を決定的に傷つけるばかりか、膨

大な軍事費の負担に加えて西側からの制裁による経済的なコストも大きい。したがってロシアは侵攻に踏み切ることはないだろうと予測したのだ。

ところで心配するまでもなく、ロシアにたいする西側諸国の信認は、二〇一四年のクリミア併合によってすでに地に墜ちていた。またロシアはすでに八年間にわたって西側による経済制裁を受けてきた。さらなる制裁の強化によって、「音を上げるにちがいない」と思いたいところだが、考えてみてほしい。これまで経済制裁によって倒れた「独裁国家」があっただろうか。あるいは制裁によって民主化した国家があっただろうか。むしろ制裁が長期化すれば、その国の経済は「自給自足」へと向かわざるを得ない。そうなると他国への経済的依存度が低くなり、かえって制裁に対する「耐性」を獲得することになる。結局、経済制裁は住民の窮乏化を生み出すだけであり、下手をすると制裁を課している国への憎悪をかき立てるだけに終る可能性がある。

むしろ今回のケースでは、ロシア産天然ガスの供給制限やウクライナ産の穀物の輸出制限などでロシア側から逆制裁を受けている西欧諸国の方が悲鳴をあげている。西欧諸国は制裁への「耐性」がないため、初期的な打撃はロシアよりもはるかに大きいのだ。

このように見てくると、「安全保障上の常識」とされてきたものが、つくづく怪しいものにすぎなかったことに気付かされる。その常識とは「抑止力論」である。「抑止力論」の有効性を前提として、積み上げられてきた安全保障理論が予定していなかった事態が、二〇二二年二月二四日に起こったのである。それは恐るべき破局に向けた序曲となるのだろうか。私たちが真に戦慄すべきなのはそのことであろう。

第三章 多元的安全共同体の提唱

(一) 誰が「孤立」しているのか

二〇二二年三月時点でロシアへの経済制裁に参加している国は、世界一九八カ国中四八カ国だけだった。具体的には北米、EU、オーストラリア、ニュージーランド、日本、韓国、台湾、シンガポール、ミクロネシアである。アフリカ、中南米、中東はゼロ。アジアでもほとんどの国は参加していない。人口比でみると制裁参加国は全体の一五%にすぎない。世界人口の八五%を占める国々が制裁に加わっていないのだ。

この数字だけを見ると、西側諸国のロシアに対する言い分は、西側諸国の中だけでしか通用していないということになる。仲間うちで盛り上がったのはいいけれども、ふと周りを見わたすと、仲間以外は誰もついてきていない状態だ。こうなると、いったいどちらが「孤立」しているのかわからなくなる。

ソ連崩壊後のグローバリゼーションの進展は、世界を統合するかに見えた。国家は後退し、国境は乗り越えられ、世界は一つになると喧伝された。しかし結局それは幻想にすぎなかった。 もはやアメリカは「世界の一部の盟主」でしかなくなった。世界の基調は、「統合」ではなく、「多極化」へと移った。ロシアのウクライナ侵攻は西側諸国にその現実をはっきり

と突きつけたのである。西側の論理が通用するのは世界の一部でしかない。その現実を直視 しなければ判断を誤る。すでに述べたように、多くの専門家たちが侵攻を予想できなった原 因もそこにある。

(二) 勢力均衡と集団安全保障

ロシアのウクライナ侵攻は、第三次世界大戦を引き起こすことになるのだろうか。そうならないという確証はない。少なくとも、各国がウクライナ侵攻を予測できなかった従来どおりの安全保障政策をとり続けている限りは。そこであらためて、安全保障(security)とは何かについて考えてみたい。

長い間、国際政治における安全保障とは、「国家の生存をいかに図るか」ということがすべてであった。その始まりは、一六四八年のウェストファリア条約にまでさかのぼる。ヨーロッパにおける最後にして最大の宗教戦争と言われた三十年戦争が終結したとき、神聖ローマ帝国が解体され、ドイツの約三〇〇の諸侯が独立した領邦(主権国家)として認められた。こうして近代的な主権国家体制が確立されていった。一七世紀中葉から一九世紀までの安全保障政策は、勢力均衡(balance of power)であった。「勢力均衡の下では、各国は自国の安全を高めるために軍事力を増強したり、逆に軍縮をしたり、あるいは自由に同盟関係を組み替えることができる」(注六)とされた。

「勢力均衡」が決定的に破綻したのが、第一次世界大戦であった。続く第二次世界大戦を経て、国際社会は「集団安全保障」の確立へ向かうようになる。軍備と軍事同盟によって仮想敵国に対抗する勢力均衡に基づく個別的安全保障は、各国の軍拡競争を呼び起こし、戦争の危機を高めることになる。特に核兵器の登場は、戦争が人類を滅亡させる危険性を人びとに認識させた。

こうした個別的安全保障の欠陥を克服するものとして構想されたのが、対立している国家を含めたすべての国家によって単一の機構を形成するのが集団安全保障である。そこでは全加盟国が相互不可侵を約束し、加盟国が約束を破って他の加盟国を侵略した場合は、すべての加盟国が協力して侵略をやめさせる。現在の国連もそうした集団安全保障機構として発足した。当然国連においては、個別国家どうしの軍事同盟は禁止されるはずだった。しかし、国連憲章第五一条で集団的自衛権の行使を認めたことによって、国連の集団安全保障の理念は、発足当初から骨抜きにされた。間もなく東西冷戦が勃発(四七年)したことにより、この理念は崩れ去る。アメリカが主導して北大西洋条約機構(NATO)を発足(四九年)したのを皮切りに、次々と軍事同盟が形成される。

日米安保条約(五一年)、太平洋安全保障条約(ANZUS、五一年)、ワルシャワ条約機構(五五年)、東南アジア条約機構(SEATO、五七年)など、一九五〇年代の一〇年間で世界は網の目のような軍事同盟で覆われていった。世界はあっという間に「勢力均衡」へと舞い戻ってしまったのだ。以来、国連は機能不全に陥る。今回のウクライナ侵攻に限らず、世界のどこかで紛争が起こるたびにそれが言われてきたが、それは昨日今日に始まったこ

とではない。「国連改革」は度々話題に上るが、その前にやるべきことは、NATOをはじめとした軍事同盟の解散であろう。

冷戦の終結は、国連による集団安全保障がその機能を回復するチャンスであった。ワルシャワ条約機構が九一年に解散したことによって、NATOもその役割を終えたはずだった。またソ連を仮想敵国とした日米安保条約も存在意義を失っていた。ところがこうした軍事同盟は解消に向かうどころか、その行動範囲を拡大していった。

その背景には、アメリカの国防総省を中心とする巨大な軍部、兵器産業などの民間企業、 政治家、研究機関などが癒着した軍産複合体の存在がある。彼らが求めているのは平和では なく戦争であり、国家の安全保障政策に無視することのできない影響力を行使しているの だ。

(三) カール・ドイッチュ

すでに述べたように安全保障政策の目的は「主権国家(=国民国家)の生存」である。したがってその主要なアクターは国家である。集団安全保障においても、個別国家が超国家的組織に解消されてしまうわけではない。国家の主権を保障するのはその国家の軍備である。「国家」と「軍事力」。これは「万人による万人に対する闘争」(ホッブス)が展開される自然状態を前提とした、ウェストファリア条約以降の安全保障政策の基本的な枠組みである。この枠組みに依拠することなく、安全保障政策を構想することはできないのか。この問題に斬新な解答を提示したのが、チェコ出身の国際政治学者カール・ドイッチュである。かれが一九五〇年代に提唱した「安全共同体」(security community)がそれだ。それは次のようなものだ。

「安全共同体とはすでに統合している集団と考えられる。ここで統合とは、公式・非公式の制度・習慣が伴った共同体意識、『長い』期間にわたって『無理ない』確実さでもって集団構成員同士の平和的変更を保証するのに十分な強固で広範な意識、に到達することである」(注七)。

この定義からわかるように安全共同体の統合は、主要に構成員どうしのコミュニケーションと相互理解によって成立する。ドイッチュは国民国家の枠組みの中で安全共同体を考えていたが、国境が人びとのコミュニケーションや相互理解を妨げることがなければ、安全共同体の地理的範囲は複数の国家にまたがって拡大していくであろう。しかもそれは、単純な平面的な拡大ではないであろう。構成員どうしのコミュニケーションの密度や相互理解の深度が高くなるにつれて、その網の目状の立体(重層)構造はますます複雑になっていくであろう。

こうして形成された安全共同体においては、内部の構成員どうしが武力で衝突する様な 事態にいたるのは稀である。たとえ法律によって禁止されていなくても、自分の住んでいる 地域の住民どうしが、互いに武器を持って殺し合いをするというケースは通常は考えられ ない。その理由は、構成員どうしが長期間のコミュニケーションや相互理解によって到達し た共同体意識によるものと考えられる。

安全共同体における主要なアクターは、その地域に居住する人びとであり、その手段はコミュニケーションと相互理解である。つまり「国家」と「軍事力」を基本的な枠組みとする安全保障政策とは根本的に異なるものである。このような安全共同体が複数の政府を支えている場合は、多元的安全共同体と呼ばれる。「多元的安全共同体という考え方が提唱されたことによって、近代『国際』社会において、超国家的組織に依存しないでも、平和的国際関係が確立する可能性に気付かされた」(注八)のである。

第四章 ASEAN (東南アジア諸国連合) の挑戦

ここまでの論述で、集団的自衛権が侵略戦争の代名詞であったこと(第一章)、ウクライナ戦争が従来の安全保障政策の常識を覆してしまったこと(第二章)、それに代わる構想として「多元的安全共同体」の概念を紹介した(第三章)。そこで、その具体例として東南アジア諸国連合(ASEAN)について検討する。

(一) 特異な国家連合

多元的安全共同体は実際に可能なのか。こうした観点から注目を集めてきたのが東南アジア諸国連合(ASEAN)である。その発足は一九六七年であるから、すでに半世紀以上の長い歴史を刻んできたことになる。

インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの五カ国で出発したASEANは、一九八四年にブルネイ、一九九五年にベトナム、一九九七年にラオス、ミャンマー、一九九九年にカンボジアが加盟し、現在一〇カ国で構成される。

発足時に発表したバンコク宣言では、地域協力の目的として「地域の経済成長、社会的進歩、文化的発展の推進」と「域内の平和の安定の促進」を掲げた。ASEANが最初の地域政策として採択したのが東南アジア平和友好中立地帯構想(ZOPFAN)である。この中立化構想は、参加各国の思惑の違いから調整が難航したが、最終的に①中立化構想が短期的目標ではなく、長期的目標とした、②大国による保証を削除した、③域外大国の関与ではなく、干渉を否定した、④不可侵原則への言及、⑤非核地帯化への言及、⑥法的要素を削除し、政治宣言としたことなどで、ようやくまとまった(注九)。

こうしてASEANは法的拘束力を持たない緩やか連合であるにもかかわらず、いやむ しろ、そうであるがゆえに半世紀以上も国家連合として存続し、しかもその影響力を高めて きた。そこにASEANの「特異性」がある。

ZOPFANはバンドン会議(一九五五年)の「世界平和と協力の推進に関する宣言」を踏襲することを明らかした。後にASEAN方式と呼ばれる特徴的な地域形成のあり方は、バンドン会議で打ち出された「平和十原則」にその原型を見ることができる。

ASEAN方式とは、①主権平等、②武力の不行使と平和的解決、③内政不干渉と不介入、

④未解決の二国間紛争への不関与、⑤静かな外交、⑥相互尊重と寛容、などからなる一連のルールに基づく ASEAN外交のパターンをさしている(J.Haake、注一〇)。近年、南中国海の領有権をめぐって、中国と <math>ASEAN諸国との係争が続くなかで、ASEAN方式がどこまで有効性をもつのかが注目されているところだ。

国際関係論の湯澤武(法政大教授)は次のように評価している(注一一)。ASEANは九〇年代初頭の中国によるスプラトリー諸島(南沙諸島)への進出を契機として、長年、南中国海におけるルール形成に取り組んできた。ASEANによる南中国海外交の特徴は、第一に、問題の「解決」ではなく、「管理」にその目的をおいていることにある。「問題の管理」とは、係争諸国間の軍事的衝突を未然に防ぐこと。そのためにルールを策定し、それを運営することである。ASEANは問題の平和的解決を提唱するが、係争各国の主権や領有権の確定といった問題には立ち入らない。こうした中立性を重視する外交姿勢は、先に述べたZOPFAN宣言に由来するものである。第二の特徴は、「対話と協議」、「内政不干渉」、「コンセンサスによる意思決定」、「非公式性(合意の自主的履行)」、「段階的(step by step)な合意形成」といったASEAN方式によるアプローチである。

(二) 南中国海におけるルール形成

それでは南中国海のルール形成におけるASEAN方式の成果はどのようなものであろうか。

第一にあげられるのは、「ASEANが、自ら主導するルール形成の取り組みに中国を長期的かつ継続的に関与させてきたこと」である。中国は係争問題については当事者間の二国間主義を主張し、多国間でのルール形成に抵抗してきた。その中国の関与を、「南中国海における関係国の行動宣言(DOC)」(二〇二年一一月締結)や「南中国海行動規範(COC)」(二〇一七年八月合意)という多国間合意をめぐって、長期間にわたって粘り強く引き出してきたのである。

それ以外にも、ルールの質的発展を実現したことや係争諸国から一定の自制を引き出したことなどがあげられる。

特に「コンセンサスによる意思決定」という原則は、事実上ルール形成に関わるすべてのアクターに拒否権を与え、交渉時に少数派が多数派に支配されることを防ぐ手段となった。また「非公式性(合意の自主的履行)」の原則によって、万が一、自国が不利になるルールが構築されても、その履行を回避することが可能となった。湯澤は「これらの規範は、すべてのアクターが自らの利益の多大なる損失というリスクを背負うことなく、一定の『安心感』を持って、交渉に参加することを可能とし、それゆえ全てのアクターからの継続的な関与を引き出すことができる」と評価した。この「安心感」から生まれる親和的な交渉環境の醸成こそが、ASEAN方式によるルール形成の最大の強みなのである。

(三) ASEAN 方式と多元的安全共同体

一方で、ASEAN方式の「成果」は同時にその「限界」となって現れている。「最大の問題点はルールの実効性に持続力がないことである」(湯澤)。

コンセンサスの重視は、全てのアクターの利益を確保するという観点から「合意事項の定義」があいまいになりやすい。「非公式性(合意の自主的履行)」は、合意の不履行という問題に直結する。法的拘束力や制裁機関を持たないASEANが、決定事項や合意事項への違反行為を防止するのは難しい。またASEANが重視する「対話による説得」も、パワーポリティクスを前面に押し出してくる大国から、意義のある譲歩を引き出すためには限界がある。

このような限界があるにも関わらず、どうして各国政府はASEAN方式の継続に合意を与えているのだろうか。その理由を各国政府の利害得失の観点だけから導き出すのは無理があるだろう。それでは、各国政府の思惑を超えた政治的あるいは経済的な力学がはたらいているのだろうか。

もしもそうだとするならば、それは外部からの圧力なのか、それとも内部による機制なのか。加盟国に対して外部から「ASEAN方式を押し付ける」ということは考えにくい。そうだとすれば、ASEANの内部で何らかの機制が働いている可能性が考えられる。

そうだとすれば、その機制はどこから生み出されているのだろうか。例えば、ASEAN 加盟国の国境をまたいだ多元的安全共同体が形成されていると考えることはできないだろうか。その多元的安全共同体が機能していることによって、「機制」が生みだされているとすれば、すなわち、「ASEANを支える多元的安全共同体の存在」という仮説が正しいとすれば、ASEAN方式の限界を克服する方策も自ずと明らかになるのではないだろうか。その方策とは、多元的安全共同体の機能をより高度化し、隣接する大国の内部にその影響力を拡大していくことだと考えられる。

第五章 若者の闘いがアジアを変える

(一) 地域住民がアクターとなる

前章で、NATOをはじめとする軍事同盟や集団安全保障体制(国連)にかわる安全保障概念としての「多元的安全共同体」と、その具体例としてのASEANをあげ、ASEANの最大の問題点が「ルールの実効性に持続力がないことである」(湯澤武、注一二)と述べた。

もしもASEANを支えている多元的安全共同体が存在するとするならば、この弱点を 克服するためには、ASEAN域内のコミュニケーションの多様化させ、それを域外へと延 長させることによって、コミュニケーションの密度を高めながら、隣接する大国との相互理 解を深めていくことである。

その場合の主要なアクターは、地域で生活する住民である。地域が平和であるということは、単に戦争が起きていないという状態のことではない。「安全保障」の名のもとに人びと

が軍事監獄のなかに置かれていたとしたら、その状態は平和の名に値しないであろう。平和 であるということは、その地域に住む人びとが「生きるに値する世界がそこにある」という ことにほかならないからだ。

ASEAN域内の多元的安全共同体が発展して、東南アジア地域から北東アジア地域へコミュニケーションの総延長を拡大し、奥深く浸透していくことができれば、東アジアにおいて下からの平和を構想することも可能になるだろう。

次の一文は「多元的安全共同体に支えられたASEAN」という仮説が単なる絵空事ではないことを示している。

「ASEAN一〇カ国の個別国家のパワー・ベースは、日本、中国、韓国の三大国のそれにはるかに及ばない。これらの国々が小国連合を組んで一束になって三大国を吸い寄せ、周辺が中心を巧みに操作するという国際制度の新しい型は、一七世紀中葉に成立した主権国家体系(ウェストファリア体系)の歴史で初めて出現したシステムと言っていい。 …… それは地球システムのなかの一つの地域にポスト・ウェストファリア体系の出現を刻む歴史的事象であり、二一世紀における地域安全保障システムの新しいモデルとなる可能性を秘める」(山本武彦、注一三)

ここで山本が言う「二一世紀における地域安全保障システム」こそは、多元的安全共同体に支えられた域内諸国連合ということであろう。

(二) 安全保障論と革命戦争論

従来、日本の新左翼運動は安全保障問題について、その批判を展開することはあっても、 安全保障を積極的に論じることはほとんどなかったように思う。

新左翼の革命戦略はレーニン流の「帝国主義戦争を内乱へ」であり、帝国主義戦争の革命戦争への転化であるため、帝国主義諸国による安全保障政策は、革命戦争に対する予防反革命ということになる。つまり新左翼にとっては、安全保障は突破し、粉砕すべき対象でしかなかった。先進国のプロレタリアートと被抑圧民族人民による革命戦争は、戦争の元凶である階級社会を廃絶するための戦争であり、それは「戦争をなくすための戦争」として正当化された。「正戦論」の復活である。第一次大戦後の「戦争の違法化」も、戦争を国家の主権的権利として、国家の戦争を肯定した一九世紀的な無差別戦争観の否定という意味で、一種の正戦論の復活であった。だとすれば、革命戦争論はそれと表裏をなすものだったとも言えるだろう。つまり「戦争の違法化」の階級的欺瞞性を「鉄と火と」をもって暴き出すものこそが革命戦争だったのだ。

こうした革命戦争路線は、核戦争の危機にも対応できるはずだった。米ソの核戦争は、米 ソ両国人民の革命的内乱と世界各地の革命戦争(闘争)が連携することで阻止できると考え られた。これですべてがうまくいくはずだった。

だが、革命戦争路線には大きな見込み違いがあった。すでにグラムシが明らかにしていた ことだったのだが、実は、先進資本主義国のブルジョア政府をプロレタリアート人民の革命 的内乱によって打倒することは限りなく不可能だったのだ。これですべてがうまくいかな くなった。

となれば、新左翼運動の内部でも、もう少し安全保障に関する議論が活発になっても良いのではないかと思われるが、現状はそうなってはいないようだ。確かに、伝統的な安全保障に関する議論においては、その主要なアクターは国家である。その国家を当面の打倒対象としている左翼としては議論がしにくいのだ。しかし、地域住民を主要なアクターとする安全保障政策が可能であるということになれば、まったく違った光景が広がっていくであろう。米中という新旧覇権国の交代がハードランディング化(水野和夫)しつつある中では、東アジアにおける安全保障政策が体制の維持ではなくて、現状を変革するための手段に転化するかもしれないのである。それこそ、私たちが見たこともないような光景なのだが、本稿で論じた地域住民を主体とする多元的安全共同体の構想の中に、その可能性を見いだすことはできないだろうか。

(三) 政治のフェミナイゼーション

東アジアの平和を下から構築する道が、コミュニケーションの多様化にあるとしたら、それはここ一〇年間で著しい発展を遂げたように思う。香港、台湾、韓国、タイ、ミャンマーなどの若い世代による新たな民衆運動は、中央集権的な組織形態を取らずに大規模な運動を実現したという意味で、まさにコミュニケーションの多様化を象徴する出来事であった。これまで、「東南アジア」や「北東アジア」は実在したとしても、「東アジア」という概念には実体がないと言われてきた。ところが香港、台湾、タイの若者たちは、緩やかな政治同盟を形成し、その影響力をミャンマーやインドにまで拡大している。その一つが「ミルクティー同盟(#MilkTeaAlliance)」と彼らが呼んでいるものだ。ネーミングの由来は、「みんなミルクティーが好き」というただそれだけだ。それは従来の男性中心主義的な政治運動とは、明らかに一線を画している。彼らが実践しているのは、政治のフェミナイゼーション(女性化)なのだ。そうすることで若者たちは、東アジアの地域的連携という複雑で困難な課題を軽やかに乗り越えようとしている。

「ミルクティー同盟」にも課題はある。特に、その反権威主義的な政治姿勢が反中国ナショナリズムに回収されてしまう可能性は否定できない。

一方その中国本土で、若者たちの注目すべき動きが伝わってきている。「寝そべり主義者」 といわれる不特定多数の若者たちである。彼らの主張をまとめた『寝そべり主義者宣言 日 本語版』(注一四)が昨年初めに発行されたので、手に取った方もおられるだろう。

その書き出しが素晴らしい。「目の前で起きていることにうんざりして、首を横に振りながら吐き気を催している若者たちは、もうすでに寝そべっているのだ」。中国社会のそこかしこで寝そべっている若者たちは、いまや無視することのできない存在として、共産党指導部を気味悪がらせている。彼らは寝そべることによって、「時間の秩序そのものを拒絶する」のだという。それは時間を支配する資本主義的な秩序を拒絶することである。そして彼らは

高らかに宣言する。「寝そべることこそが立ち上がることであり、立つことは這いつくばるということである」と。彼らが「寝そべり主義者の盟友」として筆頭にあげているのが「女性とセクシャルマイノリティ」だ。「我々は彼・彼女らへの搾取と偏見、不平等な婚姻と家庭、性関係を拒絶する。我々は父権制存続のための出産を拒絶する」と。

このラディカルな呼びかけが、東アジアの若者たちの間でこだましていけば、文字通りの東アジアの民衆運動が新たに動き出すかもしれない。それはこれまで誰も経験したことがなかったものとなるだろう。(了)

- (注一) https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220304/k10013513641000.html
- (注二)松竹伸幸「集団的自衛権の真相」(平凡社新書、二○一三年)(注三) https://www.youtube.com/watch?v=p3O81fpfk8Q
 - (注四) https://jp.reuters.com/article/ww2-anniversary-russia-idJPKCN2MS1C0
 - (注五) https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=70381?site=nli

(注六)

https://kotobank.jp/word/%E5%8B%A2%E5%8A%9B%E5%9D%87%E8%A1%A1-546684

- (注七)山影進「対立と共存の国際理論 国民国家体系のゆくえ」(東京大学出版会、一九 九四年)一九四頁
- (注八) 同前、一九六頁
- (注九) 須藤季夫「東南アジア地域主義を牽引するASEAN方式の考察」

(注一○) 同前

- (注一一) 湯澤武「ASEANの対南シナ海外交の効用と限界 ルール形成の取り組みを中心に |
- (注一二)湯澤武「ASEANの対南シナ海外交の効用と限界 ルール形成の取り組みを中心に」
- (注一三)山本武彦「安全保障政策 経世済民・新地政学・安全保障共同体」(国際公共政 策叢書一八、日本経済評論社、二〇〇九年)
- (注一四)「寝そべり主義者宣言 日本語版」(RYU/細谷悠生・訳、素人の乱5号店、二 ○二二年)